

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		小倉南区役所 コミュニティ支援課		093-951-4111			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
小倉南区各市民センターの 管理業務及び使用料徴収事 務	長行校区まちづくり協議会 他23団体	151,472,520	令和6年3月28日	市民センターは、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点として設置されており、その管理運営にあたっては、各校区の自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等で構成されている「まちづくり協議会」に業務を委託することが適当であるため。	自治法 施行令 第2号	151,472,520円	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先							
小倉南区役所保健福祉課			093-951-4111				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度北九州市放課後児童クラブ事業委託業務	沼児童クラブほか20クラブ	410,977,030	令和6年3月28日	本事業は、小学校に就学する児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、具体的な生活習慣の確率等を図り、その健全な育成を図ることを目的とする。 事業の委託先については、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により、公益法人その他市長が適当と認める公共団体となっている。 このため、本事業については、当該事業の運営を目的として設立された各校区にある放課後児童クラブ運営委員会等に委託をしている。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
令和6年度小倉南区役所保健福祉課別館日直業務	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	単価 (平日) 7,964 円/回 (休日) 3,982 円/回	令和6年3月29日	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」や「地方自治法」の趣旨に沿う、高齢者の就業の場の確保という政策随意契約であるため。	自治法 施行令 第3号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	単価契約 予定総額 1,967,108円

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号